

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

平成20年10月17日
公社要領第2号

改正 平成27年 3月31日 公社要領第 3号 (い) 平成29年 2月 2日 公社要領第 1号 (ろ)
平成30年 4月27日 公社要領第 2号 (は) 令和 2年 3月30日 公社要領第 1号 (に)

第1章 債権譲渡の承諾に係る方針

(目的)

第1条 この要領は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する工事の施工を請負う元請負人（以下「請負者」という。）が、株式会社きらぼし銀行の公共工事代金債権信託を利用する場合において、請負者が保有する工事請負代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、公社が工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第4条第1項ただし書きに基づき承諾する場合に必要な事項を定める。(い) (は)
(対象工事)

第2条 公社が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、請負金額が3,000万円以上の建設工事とし、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が3,000万円以上であること。ただし、次に掲げる工事は対象としない。

- 一 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで14日に満たない工事
- 二 居住中の住戸内（専用使用部分を含む。）において工事出来高査定が必要となる工事
- 三 工事約款第11条又は第43条第1項各号及び第43条の2第1項各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事 (い) (に)
- 四 前各号に定めるもののほか、公社が特別の事情があると認める工事

2 前項の条件を満たす工事で、東京都住宅供給公社契約規程第46条の規定に基づく前金払、同規程第47条の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払、部分払相当割合を概ね超えていなければならない。

3 債権譲渡の承諾は、1請負契約につき1回とする。

(譲渡対象債権の範囲)

第3条 譲渡対象となる債権は、当該請負工事が完成した場合における工事約款第31条第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、工事約款第30条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する公社の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払

金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の公社の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。(イ)

(請負者及び債権譲受人の条件)

第4条 債権譲渡の承諾を申請する請負者は、次の各号のいずれの場合にも該当していないこと。(ロ)

- 一 破産した場合
 - 二 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをした場合
 - 三 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合
 - 四 会社整理又は特別清算開始の場合
 - 五 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 六 その他債務の弁済が不可能となった場合
- 2 債権譲渡の承諾を申請する請負者は、当該工事の履行に際し、下請負人を使用する場合は、下請負人に対する支払計画があること。
- 3 債権譲受人は、株式会社きらぼし銀行とする。(ハ)

第2章 債権譲渡の承諾に係る事務手続

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 請負者及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、次の各号に定める申請書類を提出する。

- 一 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3部
 - 二 「公共工事代金債権信託契約書」の写し 1部
 - 三 工事履行報告書（様式3） 1部
 - 四 下請負人に対する支払計画書（様式4） 1部
 - 五 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部
- 2 前項第五号に定める書類の提出の際は、約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。
- 3 申請書類の提出先は、公社の契約担当部署とし、当該工事の履行期限の14日前までに、請負者と債権譲受人が共同して持参すること（郵送等による提出は認めない。）。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式2）を提出することにより、単独で提出することができる。
- 4 請負者及び債権譲受人は、公社の契約担当部署への書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書等を持参することとし、公社から求められた場合は、速やかに提示すること。

(申請内容の確認)

第6条 前条により申請を受けた契約担当部署は、チェックリスト(様式6)を使用し、次の各号に定める事項を確認する。(3)

- 一 対象工事が第2条第1項及び同第2項の条件を満たしていること。
- 二 請負者及び債権譲受人が第4条各項の条件を満たしていること。
- 三 債権譲渡承諾依頼書に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 同じものが3部提出されていること。
 - イ 本要領に定める様式1を使用しており、必要事項のすべてが記載されていること。
 - ウ 「工事名、工事場所、契約締結日、工期及び請負代金額」及び「請負者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名」が工事請負契約書と一致すること。
 - エ 請負者が使用した印が工事請負契約書に押印したものと同一であること。
なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、登録変更依頼書及び使用印鑑届により確認すること。
 - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が使用印鑑届と一致すること。
 - カ 支払済の前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が工事請負契約に基づき請負者が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載及び使用した印がJ V協定書と一致していること。
- 四 「公共工事代金債権信託契約書」の写しに係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 請負者及び債権譲受人の記載が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - イ 請負者及び債権譲受人の印影を使用印鑑届等により確認する。
 - ウ 譲渡対象債権の表示が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - エ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があること。
- 五 工事履行報告書について、当該工事に関して既に前払金及び部分払金が支払われている場合は、工事履行報告書により、当該工事の進捗状況が前払金等相当割合を概ね超えていることを確認する。
- 六 下請負人に対する支払計画書について、支払計画書中に、下請企業として中小企業者が存在する場合は、当該中小企業者に対して代金支払等の予定があることを確認すること。
- 七 履行保証人の承諾書の写しについて、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されており、次に掲げる内容が確認できること。
 - ア 承諾書の写しの内容が通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること(役務保証特約付ではない。)

イ 公社に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前記アの相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(債権譲渡の承諾手続)

第7条 契約担当部署は、前条各号による確認で問題がない場合は、次のとおり手続を行う。

- 一 契約担当部署は、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。
- 二 契約担当部署は、決裁終了後、債権譲渡承諾書(様式1)3部に公社の理事長印を押印し、承諾日付(原則として、決裁手続完了日)を記入する。その際、債権譲渡整理簿(様式7)に必要事項を記載し、保管する。
- 三 契約担当部署は、公社の理事長印を押印し、承諾日付を記入した債権譲渡承諾書3部のうち、請負者と債権譲受人にそれぞれ1部ずつ交付する。
なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- 四 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、原則として、概ね2週間以内に行う。ただし、止むを得ない事情がある場合は、相当期間延長することができる。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 契約担当部署が、請負者が工事約款第11条又は第43条第1項各号及び第43条の2第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合など、第2条又は第4条の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、次に掲げるとおりとする。(イ) (ロ)

- 一 申請書類を受理した契約担当部署は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。
なお、債権譲渡不承諾通知書(様式8)には、必ず不承諾とする理由を記入すること。

- 二 契約担当部署は、決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書3部に公印を押印する。
- 三 契約担当部署は、公社の理事長印を押印した債権譲渡不承諾通知書3部のうち、請負者と債権譲受人に各々1部ずつを交付し、申請書類等を返却する。

- 2 契約担当部署は、債権譲渡不承諾通知書を請負者と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明する。

(請負代金の請求)

第9条 債権譲受人は、工事約款に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で公社に対し支払いを請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、請負者は公社に対し請負代金を請求することができない。

- 2 債権譲受人は、工事約款に基づき確定した請負代金の支払いを公社に請求するときは、工事請負代金請求書(様式9)、債権譲渡承諾書の写し及び「工事代金債権信託契約書」

の写しを契約担当部署に提出する。

- 3 契約担当部署は、当該工事請負代金請求書を施工担当部署に送付し、施工担当部署は、工事代金債権の金額を確認のうえ、工事代金債権の支払先を、請負代金の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更する。

(契約変更の場合の取扱)

第10条 請負者は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に公社に提出した承諾書の写しを提出する。

- 2 請負者及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(様式10)を作成のうえ、契約担当部署に持参又は郵送等の方法で提出する。
- 3 工事代金債権計算書の提出を受けた契約担当部署は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認する。また、請負者の印と工事請負契約書の印が同一であるか否かを確認したうえで受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

- 4 前項により工事代金債権計算書を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
- 5 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書を債権譲渡承諾書とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

(契約解除の場合の取扱)

第11条 債権譲渡を承諾した後に請負者の倒産等又はその他の理由により工事請負契約が解除された場合、契約担当部署は、第3条ただし書きにより算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知する。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書(様式11)を作成のうえ、契約担当部署に持参するものとし、郵送等による提出は認めない。この場合、請負者の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- 3 工事代金債権計算書の提出を受けた契約担当部署は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

- 4 前項により工事代金債権計算書を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に受付日及び当該契約に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
- 5 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書を債権譲渡承諾書とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

(出来高の確認)

第12条 債権譲受人は、信託契約に基づき工事の出来高を確認する場合には、事前に工事

出来高確認協力申請書（様式5）を持参又は郵送等により契約担当部署に提出する。

- 2 債権譲受人から工事出来高確認協力申請書の提出を受けた契約担当部署は、施工担当部署へ申請書を送付し、施工担当部署は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認める。
- 3 債権譲受人は、工事現場へ立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、公社から求められた場合は、速やかに提示する。

（指名選定等に係る留意事項）

第13条 公社は、請負者が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱をすることがないように留意する。

附 則

この要領は、平成20年10月20日から施行する。

附 則 (い)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (ろ)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (は)

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (に)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。